Legal Networks News Letter

2016.03

【発行責任者】
勝山　竜矢

【記事担当者】
菊地　芳枝

〒160-0022
新宿区新宿1-36-12
サンカテリーナビル6F
社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス
03-6328-2239

平成２８年度の健康保険料について

花粉の気配とともに、春の訪れを感じる今日この頃です。毎年この時季に、健康保険の保険料率が見直されます。「**健康保険料率**」と「**標準報酬月額等級追加**」のお知らせです。

健康保険料率

全国健康保険協会 東京支部 9.97% 2月（3月納付分）まで	全国健康保険協会 東京支部 9.96% 3月（4月納付分）から
全国健康保険協会 神奈川支部 9.98% 2月（3月納付分）まで	全国健康保険協会 神奈川支部 9.97% 3月（4月納付分）から

介護保険料率

全国一律 1.58% 2月（3月納付分）まで	全国一律 据え置き 3月（4月納付分）から

全国健康保険協会の東京支部、神奈川支部の率を掲載しました。どちらも3月分（4月納付分）から**引下げ変更**です。介護保険料率の方は据え置きとなりました。

健康保険料は給与額の高低によって等級が決まり、その等級の標準報酬月額に右記の料率をかけて計算されますが、**平成28年4月1日から健康保険の現在の標準報酬月額の最高等級（第47級・121万円）の上に、さらに第48・49・50級の3等級が追加されます。**

また、年度の累計の標準賞与額の上限が、現在の540万円から573万円に引き上げられます。

この等級追加に伴い、今まで健康保険の標準報酬月額等級の最高等級にいた方で、新等級に該当する方は自動的に等級が改定され、保険料が上がります。

※厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級や標準賞与額の上限額に変更はありません。厚生年金保険料率の変更は毎年9月からとなっています。

この改定に、特に手続きは必要ありません。該当者がいる場合は、4月中に改定通知書が年金事務所から届くことになっています。

※上記保険料率は、全国健康保険協会の東京支部・神奈川支部の料率です。東京支部・神奈川支部以外の支部の率は全国健康保険協会ホームページでご確認ください。

組合管掌の保険料率は、お手数ですが、各組合にお問い合わせください。

☆編集後記☆（1月号記事のその後の改正）

1月号に掲載しました、雇用保険継続給付申請のマイナンバー記載の取扱いについて、2月に変更がありました。

雇用継続給付（育児休業給付金申請など）を事業主が本人にかわって提出する場合、事業主を「代理人」扱いとし、いろいろな添付書類が必要になることをお伝えしました。

2月の変更で「代理人」の扱いがなくなり、必要だったマイナンバーに関する添付書類もなくなりました。（マイナンバーの記載は必要です。）ご了承ください。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

春は別れと出会い・入学・卒業・節目の季節。イベントもありますが、社会人・社会に出ておいても入節目の多い季節でもあります。貴社にとってはいい出会い・いい変化が起こることを願っております♪

３月のスケジュール

3/1～3/31	2月分社会保険料の納付
3/1～3/10	2月分源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付